

## 国際シンポジウム「多様な文化的 宗教的伝統と人権問題」報告

井 上 順 孝

人権問題は、どちらかと言えば、法律的問題として論じられることが多い。しかし、人権という概念の根底にあるものをつきつめていくなら、単に法律的な論議で終始する筈はなく、それぞれの社会がもつ文化的背景への問いかけという作業にはいらざるを得なくなる。

ところが、人権問題を国際的な視野から、通文化的テーマとして扱おうとすると、そこには、たちまち各文化の特殊性という怪物が待ち構えている。中でも厄介なのが、宗教文化である。言うまでもなく、さまざまな文化要素の中でも、宗教は人々の価値観の形成に深く関わっている。人間の権利についても、各宗教は、独特の土俵を用意している。だが、それらは、それぞれの社会の特殊な歴史的状况を背景に形成されたものであるから、今日の人権問題が主張する方向とは、矛盾、ないし異なった方向を基本としていることも少なくない。従って、そうした宗教的伝統と人権問題との接合点を見出すのは、容易なことではない。

今回、ユーゴスラビアのアドリア海に面した町ドゥブロボニクにおいて開かれたシンポジウムは、この困難な課題に正面切つて取り組んだものである。それだけに会議は、白熱した論議に包まれた。会期は、昭和六〇年十一月一日から一六日の三日間であったが、一三日夜にも、打ち合わせのための予備的討議が、宿泊したホテルで行なわれた。討議者全員が同じホテルに滞在していたので、集合は容易であった。

ところで、このシンポジウムは、ユネスコの「人権と平和分科会」と国際社会学会の宗教社会学部門との、共同の後援によるものであった。従って、集まった人々の主要な関心のありどころ、また、研究領域が多様にわたっており、後述するよう、複雑な議論を生むことになった。

シンポジウムの開かれる半年以上前に、参加者は、三〇〜四〇枚の英文のペーパーの提出が義務づけられており、これを相互に読了した上での、討議という手筈であった。会議の進行方法は、まず、発表者が提出したペーパーについて、二〇分ほどの補足説明を行ない、その後、直ちに質疑応答にはいるという形が進められた。こうして出席者の各ペーパーに関する議論が、一日目と二日目の午前九時より午後五時までおこなわれた。三日目には、二日間できく問題となったテーマについての補足的論議と、全体的な総括に関する論議が行なわれた。

予め、ペーパーを提出した人は、一四名であったが、そのうち、三名は事情により会議には出席できなかった。因みに、提出されたペーパーのタイトルを掲げると次の通りである。

題 展

- \* Sayyid Al-Bahrawi (Cairo University), 'Human rights in Arab cultural and religious traditions'
- \* James Cone (Union Theological Seminary), 'Christian faith and political praxis'
- \* Carlos Iván Degregori (Instituto de Peruanos), 'Human rights in Andean traditions'
- \* John Hinnels (University of Manchester), 'Human rights in Zoroastrianism'
- \* Nobutaka Inoue (Kokugakuin University), 'Human rights and the development of new religious consciousness in late nineteenth century Japan'
- \* Bennetta Jules-Rosette (University of California, San Diego), 'Human rights in Africa: contrasting interpretations of personhood and freedom'
- \* Jan Milič Lochman (Basel University), 'Human rights: a Christian perspective'
- \* G. K. Nukunya (University of Calabar), 'Human rights traditions in Africa: some examples'
- \* Emile Poulat (C.N.R.S.), 'Le Catholicisme dans la querelle des droits de l'homme en France'
- \* H. L. Seneviratne (University of Virginia), 'Buddhist universalism and human rights'
- \* Peter Smith (University of Lancaster), 'A Baha'i view of human rights'
- \* Romila Thapar (Jawaharlal Neru University), 'Human rights in the Hindu tradition'
- \* Alan Unterman (University of Manchester), 'Human rights in the Jewish tradition'
- \* John Walke (the University of Papua New Guinea), 'Human rights: the Melanesian view'

この席でできなかった三名は、シュール・ロゼット氏、ブラ氏、タバル氏である。また、この会議を組織したのは、ダーラム大学のハックフォード氏 (James Beckett) である。ハックフォード氏は、宗教社会学の専攻で、日本にも来たことがあり、キリスト教系の新宗教運動の社会学的研究などに優れた業績がある。

\* \* \*

この会議の出席者は、その学問的背景がかなり異なっていた。宗教に関心をもつという点においては、共通するところがあったが、それに対してどのようにアプローチするかについては、大きな違いがあった。従って、人権問題との絡まりにも光の当てや方向に差があった。提出されたペーパーを、一覽しても、そのことは明白であった。それゆえ、それぞれの発表はきわめて個性に富むものではあったが、多少強引に大別してみれば、それは以下の三つのカテゴリーにまとめることができようである。

- ① 実践的、神学的主張の強くあらわれたもの。
- ② 宗教の教義が、どのように人権問題と関係づけられるか、に

焦点があるもの。

③特定の歴史的社會状況における、伝統や宗教と人権との関わりに焦点を当てたもの。

第一のカテゴリには、コーン氏、ロックマン氏、プラ氏、のペーパーを含むことができる。

第二のカテゴリには、バフラウイ氏、ヒンネル氏、スニビラツン氏、スミス氏、タボール氏、ウンターマン氏のペーパーを含むことができる。

第三のカテゴリには、デグルゴリ氏、ジュール・ロゼット氏、ヌクニャ氏、ワイコ氏、それから、私のペーパーを含むことができる。

第一のカテゴリに属する人々は、いずれもキリスト教文化圏から来た人々である。ペーパーの内容をごく簡単に紹介していくことにする。

コーン氏は、キリスト教徒の信仰と、人権問題とくに、抑圧の問題との関わりに焦点を据えている。黒人神学者としての氏の立場がきわめて明確である。

ロックマン氏は、人権問題にもいくつかのペースペクティブがあり、また何を優先させるかにも、異なった立場があることを認めた上で、キリスト教のエキュメニカル運動は、これらを相互に関連づけていくことを目標としていると述べる。

プラ氏は、フランスにおけるカトリック教会が、第二バチカン公会議以後、それまでの人権問題に対する敵対的態度を急に変えた、という見方は正しくなく、教会は、フランス革命には

反対したが、以後、人権と人間の尊厳には、非常な関心を払ってきたと主張する。そして、今日でも、リベラルな思想と、カトリックとの接合点を見出すべく、努めていることが強調されている。

第二のカテゴリには、宗教学者が多く含まれている。やはりペーパーを順に紹介する。

バフラウイ氏は、イスラム及びアラブ文化の多様性ゆえに、人権問題との関わりにおいてイスラムを論じることはきわめて難しいことを指摘した上で、イスラムにも人権の観念が含まれていることを紹介する。

ヒンネル氏は、ゾロアスター教の宗教的特質について触れ、それが実際の社會統治にどのように影響を与えたかについて説明している。歴史的な関心の強いものである。

スニビラツン氏は、仏典の中で、人権に当たる概念がどのように論じられているか、それが実際の社會にどのように制度化されているかを論じている。とくに氏の出身地であるスリランカにおける例を引いて説明を加えている。

スミス氏は、バハイ教を具体例として取り上げながら、バハイ教の人権に関する観念の特質を、経済的自由、政治的自由、人間の平等、國際的秩序、宗教と家族といった項目によって説明している。

タボール氏は、ダルマ、モクシャ、ヴァルアナ、カルマ、サムサーラなど、ヒンズー教にとつての基本的概念を説明し、これがインド人の人権概念にどのような性格づけを与えているか

に言及している。

ウンターマン氏は、ユダヤ教の特徴を、人間中心であるより神中心であるとまとめた上で、ユダヤ教の教えの中にも人権問題に関わりのあるものが含まれていることを紹介する。そして、人間の本質、正義、女性、平等、異教徒、奴隷労働者の権利などが、聖典、ミシュナ、タルムードなどにおいて、どのように論じられているかを示している。

第三のカテゴリーに属する人々は、歴史学あるいは宗教社会学への関心が強いと言える。

デグルゴリ氏は、スペイン征服以前のアンデス社会の伝統における人権の觀念の発生について紹介し、スペイン人の到来以後も、その伝統が存続したことを論じている。

ジュール・ロゼット氏は、アフリカの伝統・慣習の特徴を列挙しながら、アフリカの新宗教運動が、従来の個人の概念に挑戦する面があることを論じる。とくに女性の地位の変化に与えた影響に注目し、総じて、新宗教運動が、人権問題にも大きな作用を及ぼしたと考えている。

ヌクニヤ氏は、西アフリカにおける宗教伝統は、極めて多様で、これを一括して論じることは、困難であると前置きした上で、エワ族における事例を、政治組織、法律、宗教、婚姻と家族、土地所有と相続、それに奴隷という六つの項目に分けて説明している。

ワイコ氏は、メラネシア社会では、西洋のように人間は動物や他の存在より道徳的に卓越した存在という風には考えず、全

体の一部であると考えられることを紹介し、メラネシア社会が植民地化された後の、西洋文化との軋轢について論じている。

私は、黒住宗忠、中山みき、赤沢文治、井上正鉄という四人の教祖たちの人間観及び救済観の特徴を、明治政府の初期の宗教政策の内容や、他の教派神道のリーダーたちの人間観と比較しながら論じた。

\* \* \*

それぞれのペーパーは興味ある視点を提供していたが、会議における議論は、どうしても実践的な話題へと集中していった。すなわち黒人神学者のコーン氏、組織神学者のロックマン氏、宗教学者であり、同時にユダヤ教のラビでもある、ウンターマン氏らの論調がしだいに会議の雰囲気を取り締まる結果となっていた。

実践的な問題へと全体の方向を牽引する役目を果たした一人は、黒人神学者のコーン氏である。コーン氏の主張は、まさに実存的な世界からの言葉であった。氏は、会議の当初は、きわめてものしずかな態度であったが、二日目に、自らのテーマである、キリスト者にとつての解放という論議を始めてから、急激に発言が過激になっていった。アメリカの黒人の歴史を背負つての発言は、重みあるものであったが、常にそこから出発し、そこに帰るといふ論法は、現に存在する社会の矛盾を一步步下がって考察するという立場の人々のディスクールとは、基本的に相容れないところがあったことは否めない。

コーン氏と主張が同じであったわけではないが、やはり、キ

リスト教の理念を前面に出しながら、現実の問題への積極的な関わりを態度を示したのがロックマン氏である。ロックマン氏は、まず、人権の定義が、「三つの世界」では異なっていることを指摘した。つまり、西洋世界では、個人の良心とか尊厳という観点から論じられ、社会主義国では、社会的及び経済的権利として論じられ、また第三世界では、生命の維持と文化的アイデンティティの確保が重視されるということである。

このような差異はあるものの、人権問題は、エキューメンカルな観点から論じられねばならないというのが、氏の基本的論調であった。聖書の理念がこの現実社会の前でいかに実現されるかについての関心が表明されたわけであるが、それにとどまらず、氏は、他の発表者に対しても、現実の問題に対してどういう対処が必要と考えるか、という問いかけをしばしば発したのであった。

ウンターマン氏の立場は、この二人とは異なったものであるが、現実が起こりつつある出来事を重視するという点では共通する。ユダヤ人の思考法を示すかのごとく、極めて分析的に、そして目前の問題に対して想定される答、ないし対応策の選択肢を用意して、このうちあなたはどれを選ぶのかといった迫り方が特徴的であった。

このような雰囲気の時を追って支配的になっていくにつれ、当然のことながら、第一、第二のカテゴリーの発表者に対して、対象とした現象の単なる分析以上のことを求める傾向が出てきた。それぞれの対象に対する主体的関わりを問うといった

ような、一種の追及じみたことがおこなわれるようになっていった。

例えば、スリランカ出身で現在はアメリカに居住するスニピラツン氏が、カースト制を論じる中に、「幸福な奴隷」という表現をしたところ、すかさず、コーン氏が、そうした表現自体が、不当であり、使うべきものでないとして、鋭い批判の言葉を投げかけた。コーンは、「奴隷」という言葉が挟まった発言には、常に敏感に反応した。

また、ワイコ氏が、彼の祖父の時代のパプア・ニューギニアにおける食人風習について、ユーモアを交えて紹介したところ、西洋文化圏の人々から、一体そのことをあなたはどう思うのかというかなり厳しい口調の問い詰めがあり、ワイコ氏も、ちょっとびつくりしたような表情になるところもあった。

イギリス人で、現在はタイで教鞭をとっているスミス氏が、バハイ教はいずれの国においても、その国の政策を認めるのが基本的立場であることを紹介すると、ではその原則は南アメリカにおいても貫かれるべきと考えるかという問が、つきつけられた。

さらに、エジプトから来たバフラウイ氏に対しては、ウンターマン氏が、イスラム世界では、現在頻繁に起こっているテロリズムは、人権問題に含められているのかどうか、イエスかノーかで答えて欲しいと追及し始めた。さすがにこのときは、行き過ぎと感じたのか、他の人々が話題を転じるようになっていった。

私の発表のときも、質問は、やはり今日の日本の社会状況をどう理解するかという点に集中してきた。新宗教の教えが、社会に对立を持ち込むことはないかということに始まって、日本の現在の状況は、人権問題の観点からして危機的とは言えないかどうか、靖国の問題、被差別部落の問題、あるいは在日韓国人・朝鮮人の問題はどのように考えるかといった、きわめて大きな問題に及んできた。言うまでもなく、これらは私のペーパーがまったく扱っていないことであったが、私なりの意見を述べてざるを得なかった。

こうなった理由の一つは、日本の新宗教というものが、他の参加者にとって特殊過ぎて、議論の対象になりにくいということもあったと思われる。しかし、より重要なのは、このように議論が進んでいくのが、予定された筋書のように感じられたことである。つまり、それぞれの宗教の中に包みこまれる人間観を、その宗教の置かれた社会的コンテキストの中にとどめおかないで、人権という普遍的な枠組の中にひきこもうという態度が、顕著であったのである。これがときとして、発表者の自己批判を迫るといふやり方にまで近づくことがあったわけなのである。

\* \* \*

最終日には、二日間に出席されたいくつかの主要なテーマについての総括と、今後の活動計画に関する議論がおこなわれた。ここにも、二日間の熱っぽい雰囲気を持ち込まれて、さらに一つの部会でもというほどの議論がなされ、同時に、こうして生

まれた議論の場を、今後も何らかの形でフォローすることの必要性が確認された。

総括においては、このシンポジウムの議論のみで、一定の結論を出そうとすることは危険である、との認識を有しながらも、次の五点は、重要な課題であり、われわれの議論が焦点を結んだ点でもあることが確認された。

- ① 文化的相対性
- ② 宗教の両面性
- ③ 差別の問題
- ④ 新宗教運動の役割
- ⑤ 文化的アイデンティティ

① 文化的相対性  
 実はこのテーマは、もつとも深刻に論じられた。それぞれの文化的社会的慣習を批判できるような、普遍的な人権の基準があるかどうかということである。会議では、カースト制度、奴隸制、食人風習、教団への強制的入信、女性の割礼などが取りあげられたが、もつとも大きな問題となったのは、カースト制度であった。これについては、おおまかに言えば、カースト制度もやはり文化の一部であるという事実を認めなければいけないという意見と、カースト制度は、基本的人権の観点から認められるものではないという立場とがあった。

人権という理念を貫くことによって、文化的相対性を克服できるとは誰も考えていなかったと思うが、そうした方向を目指すのが大事であると考える人々がいたことは確かである。

② 宗教の両面性

これは、宗教が人権問題に対して果たす両面性についての問題である。宗教集団は、一方で、自分達の権利を獲得するために闘う。しかし、彼らは他方で、異教徒や集団外の人々を迫害することもあるという点である。

この両面性は、女性の地位の問題や、政治的問題においてもあらわれる。宗教が人間を区分するカテゴリーを設定し、これが差別の一因となることがあるという点は、私が主張したことであつた。宗教教団が人権問題に作用する力は単純でないのは、当然なのであるが、そのことが改めて確認されたのである。

③ 差別の問題

具体的には、とくに社会のヒエラルキーと、それによつて権利が異なるという問題である。ワイコ氏によれば、メラネシア社会では、人間も動物も植物も、平等な権利をもつのであるが、しかし、多くの社会では、人間の権利は最優先されるのが当然とされている。さらに、人間間に異なった権利を与えている社会もある。信者と非信者との間に区別があるときもある。少なくとも、人間間に権利のヒエラルキーを認めるべきでないというのが、大勢を占めた意見であつた。

④ 新宗教運動の役割

これは、人権の確立を求める戦いにおいて、新宗教が重要な役割を果たすことがあるという指摘である。但し、この場合の新宗教は、日本で言われているような新宗教の意味よりはらず

と広い。制度宗教の枠外で活動する、カルト、再生運動、独立教会なども含められている。新宗教運動を見直したというのは、既成宗教の批判というわけではなく、新宗教が社会に与える力にもっと注目しようという趣旨であつたと思われる。

⑤ 文化的アイデンティティ

宗教運動は、人権問題に大きなインパクトを与えることがあるが、それと同じ位に、文化的アイデンティティは大きな力をもつということである。伝統文化への着眼である。これは、とくにマイノリティグループの場合に重要な要因になるという指摘があつた。

\* \* \*

複雑多様な宗教現象を人権問題と交錯させて、まとまりがつかないのであろうかというのが、当初私が感じた疑問であつたが、それは、会議の間も、終わった今も、やはり疑問のままで残っている。熱心な議論に参加したことで、得るところは極めて多かった。けれども、現実問題として横たわる、宗教文化の個性の強さなどのような姿勢を取り得るか、人権という剣でこれを切り開いて、果たして誰もがその場にあがれるような土俵をいつらえることができるのか、残念ながら、このことに関しては、？マークが！マークに変わったとは言えないのである。

## 「宗教と近代性——存続か復活か」

—— 国際宗教学会 (C・I・S・)

R・) 第十八回大会参加報告——

ヤン・スインゲド

一九八五年八月十九日から二十三日にかけて、ベルギーのルーベン大学を会場に『国際宗教学会』(C・I・S・R・)の第十八回学術大会が開催された。日本をはじめ各国から二百名以上の学者が参集して、五日間にわたって研究報告や討論が熱心に続けられ、多様な観点から現代社会における宗教事情について鋭い分析が行なわれた。

一九四八年にルーベンで創立されたこの『国際宗教学会』が三十七年ぶりに発祥地に戻ってきたということには様々な理由があったようである。一つは、この学会が現在、ルーベン大学のK・ドベラー教授を会長としているということにあるが、もう一つは、発祥地に戻ったことの象徴的価値をフルに利用することによって、学会の新しいスタートを切ろうという意図もあった。本誌に前に紹介した通り、『国際宗教学会』は、最初は、ヨーロッパ、とりわけカトリックの国々で当時盛んであった *sociologie religieuse* すなわち教会の司牧に役立つことのできるような「宗教的社会学」の機関として活躍

したのであるが、とくにイギリスのB・ウィルソン教授等の努力のお陰で次第に「教会の天蓋」から「大学の天蓋」へと方向転換を行なってきたのである。当初から学会の運営の中心人物であった事務局長のJ・ベルシュレー氏もこの展開に大きく貢献したと言わねばならない。ベルシュレー氏は今度、事務局長の職を辞し、ローザンヌ大学のR・カンピッシュ教授が後任になる。このバトンタッチを機会に、学会体制を改革しようとの動きは以前からあったようであるが、この趣旨はルーベン大会で初めて公表され、学会の理事会でそのための具体案がまとめられた。改革の主な目的は、会則の改訂によって『国際宗教学会』の運営にもっと多くの会員を参与させるということにある。それは、一般のメンバーが評議会に選拔されるための手続きをより簡単にするだけでなく、彼らが学会の財政監督にもより能動的に加わることができるよう新しい運営機関を設立するということをも含んでいる。

ルーベン大会のプログラムを見ると、その構成が前回の大会とあまり変わらないことがわかる。初日の八月十九日の午後、主催国ベルギーの宗教事情についての特別パネルディスカッションがあり、その際、「宗教と近代性——存続か復活か」という総合テーマへの導入が行なわれたと言えよう。その後の四日間にはわたってこのテーマを中心に、毎日の午前中、全体会議が開かれ、「カリスマとコミュニケーションと大衆社会」、「宗教と科学と技術」、「宗教体験と近代的意識」および「宗教、民族主義と平和、民族主義と世界主義」のサブ・テーマそ



れぞれに参加者の熱烈な討論が寄せられた。その他に、毎日の午後、参加者個人の研究発表が行なわれ、それに続いて共同研究の報告があった。ちなみに、最後の二十三日に、参加者は皆バスに乗り、大会はルーベンの町から二十キロほど離れたルバン・ラ・ヌーブ（新ルーベン）の大都市に移された。それはベルギー特有の言語状況を反映したものであったと思われる。実は、二国語使用でありながらも統一を保っていたルーベン大学は、六〇年代末の大学紛争の結果、二つに分裂し、オランダ語を話す学生はルーベンに残り、フランス語を話す学生は言語境を越えて新しく設立された大都市に移った。国際学会が開催されるときも、この事実を真剣に考慮して両方の大学の面子を立てないと、具合が悪いそうである。

今回の大会の発表や討論の基調を成していた主要な関心事は、ほかでもなく、世俗化論であったと言えよう。大会の総合テーマでもあった「近代性」を定義するにあたって、必らず「世俗化」の概念が提出され、それを利用して宗教と近代性との間に対立が存在するということを主張してきた宗教社会学者は少なくない。さて、今回の大会では、世俗化論による宗教社会学への貢献を十分に認めながらも、その中の「脱宗教化」の側面があまりにも一方的に強調されてきたのではないかということが多くの参加者から指摘され、宗教と近代性の相互関係を、このような偏見ある世俗化論を抜きにして再検討する必要があるのではないかと主張された。この主張を根拠づけるために主として二つの事実が挙げられた。一つは、近代性の精神

を特徴づけている技術の使用そのものは、現在、あらゆる宗教集団にも見出される、という事実であり、もう一つは、近代性の特徴と言われてきた科学的志向、合理性、個人化、国際主義等々は、現代人から深く問われるようになってきた、という事実である。そのために、近代性それ自体を再定義する必要があるためであるし、またとくに新興宗教および既成宗教における復興運動の発生にかんがみて、世俗化過程あるいは近代化過程における宗教の位置づけを新たに行なうべきであると指摘されたのであった。

『国際宗教社会学会』は事実上まだヨーロッパ中心の性格が強く、また今回の大会はベルギーで開催されただけに、上述の問題意識をとくに刺激したのは、大会の三ヶ月前に行なわれたベネルクス三国へのローマ法王の訪問であったと思われる。大会のオープニング・セッションはともかく、その後のセッションにもこの訪問と、それが起こした反応が度々言及され、宗教におけるカリスマの役割、宗教団体によるマス・メディアおよびその他の近代的技術の利用などがとくにこのイベントのときに目立った現象であったので、その解釈は世俗化説を主張するヨーロッパの宗教社会学者にとって挑戦的な課題になったようである。

言うまでもなく、これらの諸問題について統一見解は見られなかった。現代の宗教現象を社会の周辺に残っている単なる残存物と見なす学者もいたし、それを宗教の本当の復活と見なす学者もいたわけである。提出され多種多様な意見の中で、会長

のK・ドベラー教授の発言はとくに印象的であった。教授によれば、宗教社会学者たちはあまりにも民間信仰を軽視しがちであるように見える。国民性による差もいくらかあるにせよ、大衆の中には宗教的体験への欲求はまだ深く残っている。正に現代こそ、自らを十分に表現できない潜在的宗教心が強く見られるのかもしれない。したがって、宗教団体の社会学的調査を行なう場合にも、量に対する関心を規準にした研究よりも、質の側面に重点を置くべきではないかと、日本の宗教事情からみると、教授のこの意見は御尤もと言わざるを得ないが、彼の発言は、一昨年三ヶ月間日本に滞在し、日本の様々な民間宗教的行事などを自らの目で確かめることができたということにも影響されているのではないかと、幾分考えられる。

最後の日の全体会議では、「宗教、民族主義と平和」の問題が取り上げられ、上智大学の安齋教授と筆者は、日本の代表としてパネルに加わらせていただいた。先に、ストラスブル大学のJ・フロインド教授は「宗教における平和主義の動機」の分析を行なった。教授によれば、諸宗教は確かに平和とそのものの重要性を絶えず主張してきたのはあるが、平和主義の運動パシフィスムと宗教との結合は新しい現象である。この結合の背景には様々な動機がありそうである。言うまでもなく、平和運動は宗教にとつて自分の原点に戻るための機会を与えるので、それに加わるには純宗教的動機がないわけではないが、それだけには限らない。例えば、宗教と政治との関わり合いを考慮すればわかるように、政治的関心を重視して平和運動に参加する宗教団体も

決して少なくない。ましてや、平和主義の美名に隠れて自らの覇権欲を維持しようとし、また平和運動そのものによつて新しい相剋を起すような宗教もある。フロインド教授はとくに後者の点を繰り返し強調し、「平和主義は実は戦争の原因である」とまで言い切つて、自分が現代の平和運動に対してきわめて批判的な立場に立っていることを明らかにした。

その後、メキシコ大学のJ・P・バスタアン教授は「ラテン・アメリカにおける平和主義的・宗教的策略と政治闘争」、ウプサラ大学のS・フィリップソン教授は「近代における暴力の諸概念」、そして筆者は「日本の諸宗教と平和運動」についてそれぞれ発表した。これらの発表をここで要約できないが、このセッションの報告者であったフロインド氏の発言ほど厳しくはなかつたとはいへ、宗教の平和運動に対する宗教社会学的分析の鋭さは彼らの発表にも、またそれに続いた討論にも明白に表われてきたのである。

共同研究の報告、また個人の発表会も活発な論議を起こし、その中で日本からは英知大学の西山俊彦教授が「宗教的パーソナリティの研究」について注目に価する発表を行なった。さらに、ルーベンの町のたすまいがそれを招いたかのように、学問的知識の交換が色んな種類のビールを飲みながら夜遅くまでテラスで続けられ、その点においても今回の大会は大成功であった。しかし、残念ながら、世界的不景気のためとくにアメリカやラテン・アメリカからの参加者は非常に少なかった。このことにも言及して会長が開会の挨拶で当学会の一般的財政困難

を説明しながら、東京の創価大学をはじめ様々な機関あるいは個人から寄附を受けたことを述べ、それに対する感謝の意を表したことが記憶に残る。

次回の大会は、一九八七年八月、西ドイツのテュービンゲンで開催される予定である。総合テーマはまだ決まっていないようであるが、提出された様々なテーマのうちでは、「宗教の危機と世俗化の危機」あるいは「宗教と世俗化との間の動的関係」が最も有力と思われる。世俗化問題はやはりあくまでも西欧の宗教社会学者たちに付きまとうているようである。しかし、前述したように、それはもはや宗教が世俗化によって次第に衰退して行くという考え方のあらわれではない。世俗化そのものも、宗教と同じように危機に頻しているとますます考えられ、この両者の相互関係はダイナミックなものであるという認識は定説みたいなものになりつつある気がする。

第十八回の『国際宗教社会学会』大会に参加した日本人の数は、前回と比較すれば、やや少ない方であった。その原因はいろいろあると思うが、西欧以外の国々からの貢献がいかにか貴重なものかは、参加する度に痛感させられる。今、日本ではとくに若手の宗教社会学者の活躍はきわめて盛んになっている。その成果を、国際学術大会などを通じて世界に紹介する時期が今来ているのではないだろうか。

## 第一五回国際宗教学宗教学史学会議

田 丸 徳 善

一九五〇年の設立らしい、日本宗教学会が主要なメンバーの一員として参加してきた国際宗教学宗教学史学会 (International Association for the History of Religions 略称は IAHR) の第一五回国議が、昨一九八五年八月一八日から二三日にわたって、オーストラリア最大の都市シドニーのシドニー大学を会場として開催された。第一五回というのは、一九〇〇年九月ペリで開かれ、IAHR の前身をなす「万国宗教学史学会」からの通算の回数である。過去一四回の会議についてみると、ヨーロッパ諸国で開かれたのが一一回と圧倒的に多く、北米大陸（アメリカ、カナダ）が二回、アジア（日本）が一回となっている。こうした流れの中で、昨年の会議は大洋州地域、しかも南半球で開かれた最初の会議として、この学会の歴史に新しい一頁を加えたものと言うことができる（なお、IAHR そのものの歩みの概略については、拙稿「国際宗教学宗教学史学会の動向」、『宗務時報』七一号、文化庁文化部長官事務課、に述べたので、併せ参照いただければ幸いである）。

### 組織と企画

この会議は、過去の会議と同じように、国際宗教学宗教学史学会の主催のもと、現地のオーストラリア宗教学会 (Australian

Association for the Study of Religion 略称 AASR) が企画し、実行するという形で行われた。オーストラリア宗教学会は、一九七五年七月、主としてオーストラリア南東部に在住する宗教の研究者、教師らが中心となって設立され、一九八〇年の第一四回ウィニペグ(カナダ)会議において、IAHRに加盟を認められたものである。昨年のシドニーでの会議は、いわばこの新生オーストラリア宗教学会の、国際的な学会活動の舞台への登場を飾るものでもあったわけである。

もっとも、組織として新しいとは言っても、それは従来の伝統と全く無関係であるという意味ではない。もともとこのAASRは、アメリカ宗教学会(American Academy of Religion)をモデルとしてつくられたものであり、会議当時の会長は、かつて一九七五年、第一三回ランカスター会議で事務局長として敏腕をふるったE・シャープ教授(現在シドニー大学)でもあった。短期間にえたごく皮相な印象にすぎないが、オーストラリアの学界は総じて、人員の点でもその他の点でも、イギリスや北米(カナダ、アメリカ)のそれと密接につながっているという感が深い。かつて英連邦の一部であったという歴史を考えれば、これは当然のことなのかも知れない。ただ、オーストラリアの置かれた文化的・宗教的状况が、それにヨーロッパとも北米とも少し違った性格を与えていることもまた事実のように思われる。

この会議をシドニーで開くについて、まず問題となったのは、会期をいつにするかであった。八月は南半球では真冬に当

るから、運営その他のことを考えると、必ずしも最適とは言えないからである。これは、結局、大半の参加者の便宜を優先して、北半球の夏休みの八月に開くという暫らく前からの慣行を踏襲することになったが、それで特段の支障は生じなかったようである。むしろ、多少の問題を残したのは、関連する他の会議との競合である。一九八〇年のウィニペグ会議でIAHRの仏教部会と合流した国際仏教学会(International Association for Buddhist Studies 略称 IABS)は、昨年は七月八一—三日にミラノ(イタリア)で集ったし、また国際宗教学会会議(Conférence Internationale de Sociologie des Religions 略称 CISR)は、八月一九—二三日、ルーヴァン(ベルギー)で会議を開いた(これについては、本号の別掲報告を参照されたい)。これは全く偶然の成行きであったとは言え、今後、何らかの調整が望ましい。

こうした不利な条件が重なったにもかかわらず、会議そのものは一応の成功を収めたとみてよからう。参加者の数は、三〇カ国、四〇〇名をこえ、また発表者も三〇〇名に達したと推定される。ただし、この数字は登録時に配布されたプログラムによるもので、こうした場合につきものの直前の変更、取消し、または追加などは含まれていない。それらを算入した正確な記録は、やがて出版される会議の『紀要』で公表される筈である。日本人の参加は、筆者を含めて一名(ほか同行者三名)で、従来の実績からすると、やや淋しかった感は否めない。これは、前述の会期の競合ということも一因だったものと考えら

れる。

プログラム・全体会議

シドニー会議は、これもすでに慣例となつていようように、本来の学術的なプログラムとさまざまな催しもの (social programme) を組合せた形で構成されていた。初日の八月一八日 (日) は開会式、役員会と大学副総長によるレセプション、また最後の二三日 (金) は総会と役員会とにあてられ、さらに二一日 (水) はかなり大がかりな見学・観光のために割かれていたので、学術的プログラムはすべて他の三日の間に割り振られていた。

この会議で特徴的だったことは、いくつかあるが、その一つは全体会議のあり方であろう。過去の何回かの会議、とくに前回のウィニペグ会議では、複数の大家を招いて、それぞれの持味を生かした基調講演を聞くのが恒例であった。今回の場合は敢えてそうした形をとらず、基調講演をしては、会議の統一主題である「宗教とアイデンティティ」について、カナダのマクマスター大学教授ハンス・モルによる講演のみが行われた。モル教授は『アイデンティティと聖なるもの』(Identity and the Sacred, 1976) などの著者であり、もと社会科学の分野で導入されたアイデンティティの概念を用いて、宗教の一般理論を構想したことで知られている。その講演も、ほぼ今までの見解を敷衍したものであつて、アイデンティティ (同一性) と相違 (変化)、あるいは統合と分化との弁証法が、いろいろな宗教思想を解釈する最適のモデルであるのみでなく、それ自体が宗

教に内在する論理でもある、という趣旨であつたように思う。その内容については賛否があるろうが、とにかく IAHHR の基調講演として、このように社会科学の発想による主題が取り上げられたのは、おそらく前例がないことに属する。その意味で、きわめて注目すべき傾向と言わなくてはならない。

全体会議では、このほか Charles Strong Senior Lecture ならびに Junior Lecture と名づける二回の講演が、それぞれ八月一九日 (月) と二〇日 (火) の夕方に行われた。これは国際的に著名な学者というよりは、オーストラリアの中堅ならびに若手の研究者による発表という色彩がよく、しかもその両方ともがオーストラリア原住民、いわゆるアボリジニーの宗教を扱つたものであつた。言うまでもなく、オーストラリアは、近代に入つてからのヨーロッパ人による発見と植民以前には、主として原住民の世界であつた。かれらの宗教・文化は、長い間ヨーロッパ人による観察と研究の対象であつたが、現在では、かれらはただ対象であるのみでなく、またオーストラリア社会に生きる構成員でもある。アメリカなどと同じく、もと移民の国であつたオーストラリアは、宗教的にもかなり多元主義的な性格を有している。このような原住民宗教の問題を前面に押し出したことは、シドニー会議の一つの特色であつたとみることができよう。

この Senior Lecture は、オーストラリア原住民開発研究所の P・ウィリス氏によるもので、「植民地時代のオーストラリアと原住民の宗教」と題されていた。かれはイギリスによる植

展 望

民の開始らしいの原住民の宗教の推移をたどり、それが主として、農業的な環境に政府の認可をえてつくられた「保護区」の中で、原住民文化の一部として生きのびてきたことを指摘した。しかし、これらの保護区は、多くがキリスト教の宣教事業の一環として経営されるものでもあった。ここからして、キリスト教と原住民宗教との間には、いろいろな型の交渉が生じ、それが今日の原住民宗教の発展の基礎をなしたのである。もう一つの Junior Lecture では、シドニー大学大学院の T・スウェイン氏が「オーストラリア原住民宗教の理解について」論じた。デュルケムをはじめとする、オーストラリア原住民宗教についてのこれまでの研究の歴史をたどり、現在における問題点をさぐることにその目標であった。かれによれば、従来の研究の基礎をなす諸理論は、いろいろな信念や実践が、原住民自身に対してもつ意味を明らかにするには十分ではない。この当事者にとつての意味の解明こそ、これからの研究の一つの可能性であり、重点たるべきものであるという。これもまた、どう評価するかはさて置き、学界の動向を占う一つの指標ではあるう。

プログラム・部会発表

全体会議とならんで学術プログラムの中核をなすのは、言うまでもなく、部会ごとの研究発表である。そして、その構成の仕方は、会議の特徴が最もよく表われるところでもある。一九七五年、一九八〇年の過去二回の会議については『宗教研究』二二七号、二四六号にそれぞれ報告がのっている、それら

と対比しながら、シドニー会議での部会を概観してみよう。部会の総数は、一九八〇年に一六から二〇に増え、今回もそのまま変っていないが、その内容には多少の異動があった。それらの名称、ならびに当初プログラムによる発表者数は、左の通りである（ここでは便宜上、番号を付したが、これはプログラムにはない。配列はアルファベット順による。\*印は新設のもの）。

- |      |                                    |     |
|------|------------------------------------|-----|
| 1    | アフリカの諸宗教                           | 一八名 |
| 2    | 宗教人類学・社会学                          | 一九〃 |
| * 3  | アパウルセヤ (apauruseya) ヒンドゥー教の「啓示」パネル | 六〃  |
| 4    | 芸術と宗教                              | 一五〃 |
| * 5  | オーストラリア・オセアニア・メラネシア                | 八〃  |
| * 6  | バガバッド・ギター・シンポジウム                   | 七〃  |
| 7    | 仏教                                 | 二〇〃 |
| 8    | キリスト教                              | 二八〃 |
| 9    | 比較・現象学的研究                          | 一六〃 |
| 10   | 東アジア諸宗教                            | 九〃  |
| 11   | インド諸宗教                             | 二六〃 |
| * 12 | インドネシア・東南アジア                       | 四〃  |
| 13   | イスラム教                              | 一四〃 |
| 14   | ユダヤ教                               | 一二〃 |
| 15   | 文学と宗教                              | 一三〃 |
| 16   | 方法論と解釈学                            | 二一名 |

17 中近東・地中海古代

18 宗教哲学

19 宗教心理学

(ほか討論者五名)

20 宗教・倫理・社会

繰返し言うように、右のペーパーの数はあくまで暫定的なものにすぎないが、興味の中心がどこにあるかをさぐる、一応の手がかりとはなる。前回、一九八〇年のウィニベック会議と比べ、アメリカ大陸の固有宗教、女性と宗教、言語学・原典解釈の三部会がなくなり、また二つを占めていた宗教社会学と宗教学が一つにまとめられて、その代りに\*印を付した四つが新しく設けられたわけである。

これらを通観すると、5や12でオーストラリアはじめ、その周辺地域の宗教がとくに強調されていることは、理解するに難くない。多少目立つのは、3ならびに6で、いずれもインドの宗教にかかわるかなり特殊なテーマが取り上げられていることである。その理由はさだかではないが、ことによると、自らもインド宗教にふかい関心をもつ組織委員長E・シャープ教授らの意向が反映しているのかも知れない。なお、6のバガバッド・ギーター・シンポジウムは、ギーターの英語への初訳二〇〇年(一九八五年)を記念するため、アメリカのアジア・比較哲学会、オーストラリアのアジア・比較哲学会の共同後援の下に企画されたものである。このように、地域ないし流派別か、アプローチ別に構成された部会の中に、比較的はつきりしたテー

マによるシンポジウムの形式を導入したのは、新しい試みとして注目してよからう。

以上が部会の概要である。そこで行われた個々の発表の内容についての紹介は、紙面の制約もある上に、筆者の参加した範囲も限られているので、今は差控えるほかはない。詳細は後日出版される予定の『紀要』を参照していただきたい。

### 役員その他

会期中には、最も重要な学術プログラムとともに、IAHRの組織や運営についての協議も行われた。取りわけ、最終日の総会では、新しくデンマーク宗教学会の加盟が認められたほか、次期(一九八五―一九〇年)の役員として、次のメンバーが承認された(役員の任期は五年、同一ポストでは二期までとされている。\*印は新任、他は留任)。

会長 A・シンメル(西独・米)

副会長 U・ビアンキ(イタリア)

\*R・J・Z・ヴェルプロフスキー(イスラエル)

事務局長 \*M・パイ(西独)

会計 ファン・リエル(オランダ)

理事 \*P・アントネス(西独)

J・O・アヴォラル(ナイジェリア)

田丸徳善(日本)

W・ティロフ(ポーランド)

\*D・ウィービ(カナダ)

この件について、総会では、一部の参加者からではあるが、



## 展 望

第三世界の代表ならびに女性（会長シメル女史を除いて）が少くないという、かなり強硬な意見が出された。この種の学会で、そうした配慮が必要かどうかは問題である。だが、とにかく、このような意見を抱く人びとが存在するという事実は、IAHRの今後の運営にも影響するものと思われる。わが国との関係で言えば、二期にわたって副会長をつとめ、指導的な役割を果たされた北川三夫教授（シカゴ大学）が、健康上の理由もあって引退され、同じく二期にわたって事務局長の責を担ってきたヴェルブロフスキー教授に交代した。新しい事務局長には、イギリス出身ながら、現在、西独マールブルク大学で教え、日本学者でもあるパイ教授が就任した。この点からも、今後、わが国との関係がさらに緊密化するものと期待される。

最後に、次回（一九九〇年）の開催国としては、イタリア（ローマ）とフィンランドが立候補したが、会期中に決定するには至らなかった。これは今年中に役員で協議の上、決定する手筈になっているので、確定次第、改めて報告することにした。

会 報

○理事会

日時 昭和六〇年一月一四日  
場所 学生会館本郷分館六号室  
出席者 安齋伸、井門富二夫、池田昭、大屋憲一、小口偉  
一、小野泰博、金井新二、楠山春樹、窪徳忠、小池  
長之、後藤光一郎、坂井信生、佐木秋夫、桜井徳太  
郎、桜井秀雄、竹中信常、田丸徳善、藤田富雄、堀  
越知巳、前田專学、真野龍海、脇本平也

議 題

一、新入会員の承認  
新入会員として別記二七名の入会を認めた。

一、常務理事の互選

昭和六〇年の役員改選に伴い、常務理事として次の方々が互選された。

安齋伸、井門富二夫、石田慶和、植田重雄、上田閑照、  
小口偉一、金井新二、後藤光一郎、坂井信生、桜井秀  
雄、高崎直道、竹中信常、土屋博、中川秀恭、華園聰  
鷹、平井直房、藤田富雄、前田專学、柳川啓一、脇本平  
也

一、池田昭理事より、シンポジウムの開催について試案  
の報告がなされ、この問題の取り扱いについては、常務

理事会を開き検討することになった。

○常務理事会

日時 昭和六一年三月一日  
場所 学生会館本郷分館二号室  
出席者 安齋伸、井門富二夫、上田閑照、小口偉一、金井新  
二、後藤光一郎、桜井秀雄、高崎直道、竹中信常、  
田丸徳善、中川秀恭、華園聰鷹、藤田富雄、柳川啓  
一、脇本平也

議 題

一、シンポジウムの開催について

他の学会の実情も考慮すると、日本宗教学会でもシン  
ポジウムの開催は望ましいが、これまでの慣行を尊重  
し、シンポジウムの開催は、学術大会開催校の意向に  
より決定されるという基本方針を確認した。開催のため  
には、地方部会の設立とそれを基盤としたシンポジウ  
ムの開催、学術会議の施設を借りての外国人研究者の講  
演あるいはシンポジウムの開催、また、学術大会の部  
会を整理、増設することによってプログラムの中にシン  
ポジウムを組み入れる等、様々な意見が出された。  
一、学会本部より、会計状況について、六二年度より学会  
費値上げの必要があるとの報告がなされ、理事会に提出  
する原案が審議された。

○『宗教研究』編集委員会

日時 昭和六一年三月一二日

場所 学士会館本郷分館九号室

出席者 井上順孝、江島惠教、岡部和雄、金井新一、月本昭

男、鶴岡賀雄、華園聰鷹、保坂幸博、細谷昌志

議題

一、二六九号(六〇卷二輯)、二七〇号(六〇卷三輯)編

集方針

一、昭和六一年度編集日程の決定

〇新入会員 (昭和六〇年二月一日承認分)

青原 令知 龍谷大学大学院 615 京都市西京区櫻原六反田

一六 春美荘一〇一号

稻見 正浩 広島大学大学院 730 広島市中区富士見町一六

一四 晴和荘

大野 順子 筑波大学大学院 305 茨城県新治郡桜村天久保

二一一 筑波大学追越学生宿舍一三三〇

六

上石由紀子 学習院大学大学院 273 船橋市東中山一八一

二〇

川口 賢 広島大学大学院 733 広島市中区吉島西二一一

一一 長戸荘二F

木村 昭玄 知恩院浄土宗学研究所助手 471 豊田市寺部町

四一三

Timothy 筑波大学大学院 305 茨城県新治郡桜村大字栗

M.Kelly 原三五四二一一八

小西 徹龍 興隆学林専門学校教員 652 神戸市兵庫区松本

通三一—一四〇

小林 良信 私立芝学園講師 154 世田谷区若林一—八一—三

一—二〇二

佐々木孝憲 立正大学教授 145 大田区南千束三—一八一—一

二

篠崎 恭久 筑波大学大学院 305 茨城県新治郡桜村天久保

二—一— 筑波大学追越宿舍一—二—四〇—一

島田 深 国学院大学大学院 144 大田区蒲田二—一六一

一—三 中村荘二階

志村 満 桜美林短期大学講師 192 八王子市安町三—二

二—八

勝呂 信静 立正大学教授 124 葛飾区小菅四—二〇—三五

Stefan 京都大学大学院 606 京都市左京区田中飛鳥井

Thunfart 町一—四 山上方

芹澤 泰謙 興隆学林専門学校教諭 410 13 静岡県駿東郡

小山町湯船四一

谷口富士夫 名古屋大学大学院 462 名古屋市中区金城町三

一—三—二

土屋 好重 愛知学院大学講師 152 目黒区目黒本町二—二

四—二

服部 純雄 知恩院浄土宗学研究所助手 591 14 三重県阿

山郡伊賀町下柘植一五九三

浜崎 盛康 琉球大学・沖縄大学非常勤講師 902 那覇市三

原一—七—一三

日比 宣俊	立正大学大学院	240	横浜市保土ヶ谷区保土ヶ
	谷町三―一七二		
藤永 伸	広島大学大学院	733	広島市西区庚午中一―三
	―二八		
松尾 剛次	山形大学助教授	390	山形市大字平清水九九―
	三一四		
松村 壽巖	立正大学助教授	420	静岡市沓谷二―七―一
三友 健容	立正大学助教授	341	三郷市早稲田二―一四―
	四		
村上 真瑞	知恩院浄土宗学研究所助手	451	名古屋市東区
	筒井一―七―五七		
李 耀南	筑波大学大学院	305	茨城県新治郡桜村天王台
	二―一 一の矢三―一五〇六		

執筆者紹介

上山春平 京都国立博物館長

田村芳朗 立正大学教授

井上順孝 國學院大學講師

ヤン・スインゲドール 南山大学教授

田丸徳善 東京大学教授